

寄せられた質問事項

「菊池事件～司法の責任を問う～」

日時 2021年6月7日（月） 13：30～
場所 衆議院第一議員会館 大会議室

- Q1 最高裁談話の「遅くとも昭和35年以降、裁判所法69条2項に違反するものであった」
の中の昭和35年とは何を根拠にしているのですか？因みに菊池事件は昭和26年（1951年）に
起こっていますが。**
- A これは2001/5/11の熊本地裁判決からです。らい予防法が憲法違反となったのが遅くとも
昭和35年とされたことからです。これを利用しただけです。
要するに意識して何とか菊池事件にかからないよう、いつからにしようかとしたときに、この
熊本地裁判決の昭和35年というのを利用したということです。
- Q2 昔はFさんの苗字の〇〇事件と呼んでいた様な気がしますが、菊池事件に変えたのですか？
またFさんと陰字にしてるのは？救援関係者の見解をお聞きしたい。**
- A 冤罪事件をどのように表記するかは2通りあります。名前か場所か。ハンセン病は偏見と差別に
対象者がさらされてしまうため菊池事件に変えていこうとなりました。弁護団と支援に関わる
人たちの間では統一された見解ですが、まだ一部メディアでは名前の表記で取り上げています。
Fさんの弟さんと実際に接した自分は菊池事件にせざるを得ないと思っています。
- Q3 凶器の短刀、調書などの証拠は、現在も残されているのでしょうか？また検察が隠し持っている
再審請求に必要な重要な未開示証拠は何かあるのでしょうか？**
- A 調書は熊本地検が保管しており、すべてを私の方で考査しています。しかし短刀については
所在が不明で今後追及していかねばいけないと思っています。
- Q4 飯塚事件（1992/2/20福岡県飯塚市で起きた女兒2名が性的暴行を加えられ殺害された）と
菊池事件の共通点は何でしょうか**
- A 飯塚事件だけではなく、すべての冤罪事件に言えるが犯人と思込み先入観で作られていく。
思いついで捜査をし、証拠がつくられていくという共通点があります。
- Q5 Fさんの死刑執行を許可した法務大臣の名前を教えてください。**

A 中垣國男法務大臣です（在任期間1962/7～1963/7）

（参考までに）：全患協ニュース203号（2962/12/1）に中垣法務大臣が、なぜ死刑執行許可をしたのかの問いに「たまたま書類が上にあったので諸般の情勢から判断して捺印した」と回答。また中垣法務大臣は1年間の在任中に33名の死刑囚の死刑執行命令に署名しています。

Q6 司法には弁護士・検察官が役割を果たしていますが、彼らの不作為や意図的なねつ造を罰するようなことは、市民にはできないのでしょうか。菊池事件では国選弁護士がそれにあたると思うのですが。

A 弁護士に対しては懲戒請求・検察官に対しては国賠訴訟しかありません。